

令和２年度予算編成方針

１ 国の動向

国は、「令和２年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（令和元年７月３１日閣議了解）において、令和２年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針２０１９」（令和元年６月１５日閣議決定）を踏まえ、引き続き、「経済財政運営と改革の基本方針２０１８」（平成３０年６月１５日閣議決定）で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、本格的な歳出改革に取り組むこととし、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとしています。重点化の対象として、デジタル化を原動力に様々な課題克服の鍵となる「Society 5.0」の実現に加え、「人づくり革命」と「働き方改革」の推進、地方への新たな人の流れを創出し地域産業を活性化する地方創生の推進、その他の重要課題が挙げられています。

一方、長引く米中貿易摩擦の影響による世界経済の減速や、消費税率１０％への引上げに伴う個人消費の落込みなどにより、今後、法人税を始めとする国税の減収が懸念されています。

２ 地方への対応及び本町の財政状況

地方財政については、令和３年度まで平成３０年度地方財政計画と同水準を維持するとされていますが、国・地方で基調を合わせた歳出改革等の加速・拡大が前提とされており、地方交付税における「成果」を重視した配分方法の拡大など、厳しい対応が予想されます。

本町においては、本年度、大型の投資的事業である中央公民館・町立図書館の整備が完了しましたが、その財源として多額の町債を発行しており、数年後に元利償還のピークが訪れます。さらに、高齢化等により年々増加する社会保障関係経費、老朽化した公共施設の長寿命化・除却・更新などに係る財政需要を踏まえると、地方交付税総額が確実に確保できなければ、ますます厳しい財政運営を強いられることとなります。

こうした状況の中、令和２年度当初予算編成に当たっては、引き続き、町民ニーズを的確に捉えながら、職員一人ひとりが事業の点検・検証・見直しを厳しく行い、職員一丸となって持続可能な町政運営を実行して

いかなくてもなりません。

以上のような状況を踏まえ、令和２年度の予算編成に当たっては、以下の事項に留意して行うこととします。

3 予算編成の基本方針

(1) 第１０次岩美町総合計画等の実現

「第１０次岩美町総合計画」に定める事業については、まちづくりの柱となる重要なものであることから、改めて町民ニーズを的確に捉えながら、事業の実施時期や内容等の検証を行うこと。また、協働のまちづくりの推進を目的に取り組んでいる「協働のまちづくり予算」事業提案制度において応募のあった意見・提案については、事業実施に向けて積極的に検討を行うこと。

本年度が最終年となる「岩美町地域創生総合戦略」に定める事業については、これまでの成果を十分に検証した上で、予算編成と同時進行で策定作業を進める次期総合戦略との整合を図りながら、目標の実現に向けてより実効性のある取組とすべく見直しを図ること。

(2) 徹底した事業見直しと行政改革の取組

最少の経費で最大の効果を導く効果的な事業の立案を行うとともに、事業のスクラップや再構築を行うため、すべての事業において目的、必要性などの点検・検証を徹底し、思い切った事業の取捨選択を行うこと。特に、町単独の継続事業について、目的や成果の説明が困難な事業については、廃止を検討すること。

また、固定概念にとらわれることなく、積極的な民間委託、実施方法の見直し、ＩＣＴ技術の活用などによる業務の合理化・効率化を検討し、職員一人ひとりが経営感覚、コスト意識を持ちながら、住民サービスの向上、働き方改革等に資する取組を実行すること。

(3) 国・県の動向の的確な把握

国の施策見直しの影響や、政局の動向を的確に把握し対応すること。

また、所管する事務事業に対する県の動向も十分留意し、関係機関との連絡を密にし、積極的な情報収集に努めること。

なお、令和２年度の補助(負担)率が示されていないものについては、現行制度に基づき予算要求し、補助(負担)率等が変更となった場合は、速やかに報告すること。

(4) 事業の立案における考え方

町民ニーズや将来性・緊急性など総合的な判断による施策の優先順位及び費用対効果等を厳しく見極めること。後年度の事業展開を明らかにし、関連する事業との一体的な検証を行い、積極的な見直しを行うこと。

既存事業においては、PDCAサイクルを念頭に置き、監査委員及び決算審査特別委員会からの指摘等を踏まえた上で、必要性・緊急性・費用対効果等をあらゆる角度から再検証し、事業の統廃合や縮小、再構築を検討すること。

横断的な施策の立案も含め課内及び関係課間で調整を行い、重複することなく事業効果や効率性を最大限に高めること。

事業の必要性やその効果について、町民に十分な説明ができる資料、データ等に基づき、合理的な予算要求を行うこと。

また、国・県の財源措置はもとより、各種公益法人等からの助成金や「クラウドファンディング型ふるさと納税」などの活用ができないか検討を行い、財源の捻出に努めること。

なお、既存事業の一般財源総額は、高齢化などによる社会保障関係経費の自然増や各種計画等に基づく事業費の増嵩などを除き、原則、令和元年度当初予算額を限度とする。

(5) その他

- ① 町内経済の活性化を図るため、可能な限り町内業者への発注を優先することとし、予算要求額の積算基礎とする参考見積については、執行時において支障が生じないよう業者選定等を行った上で、複数者から徴取し、適切な積算となるよう留意すること。
- ② 令和2年度から制度が始まる会計年度任用職員の配置に当たっては、原則、真に必要な特殊業務・欠員補充に限ることとし、これまでの臨時・非常勤職員の配置は踏襲しない。ついては、事業の見直し、業務の効率化等に加え、事務の執行体制を改めて見直した上で、会計年度任用職員の配置を検討すること。
- ③ 国・県からの業務移管については、その役割分担を踏まえた上で、町の自主性を発揮し、効率的かつ町民の視点に立った実施方法を検討すること。
- ④ 事業実施に当たっては、町民と行政の役割分担と負担区分を明確にし、事務の効率化、負担の適正化を図りながら、行政への住民参画意識を高めること。

- ⑤ 町有施設等においては、公共施設再配置推進本部における検討状況との整合を図りながら、施設の将来的な在り方を見据えた維持管理経費等を積算すること。また、遊休資産については、民間や地元への譲渡、売却等を積極的に検討し、資産の縮減及び財源確保に努めること。
- ⑥ 公営企業会計（一部の特別会計を含む。）については、公営企業の広域化・連携など経営の抜本改革の動きや影響等に注視し、引き続き、徹底した経費の削減、業務の合理化・効率化、滞納金の徴収強化及びその圧縮など財源の確保に努め、独立採算の原則を念頭に置き、更なる経営の健全化、経営基盤の強化に努めること。